

新型コロナウイルス対応に係る入札事務取扱要領

国内においては、新型コロナウイルスの感染が拡大を続ける中、国において緊急事態宣言が発令され、山口県内でも感染者が拡大し、さらには市内でも感染者が発生するといった、予断を許さない状況が継続している。

こうした状況の中、本局における入札執行にあたり、密閉・密集・密接（いわゆる「3密」）を避け、新型コロナウイルスの集団感染を引き起こさないよう、最大限配慮する必要がある。

については、宇部市水道局契約規程（令和 4 年水道事業管理規程第 3 号）第 3 1 条第 2 項に基づき、入札を郵送の方法によって遺漏なく執行できるように、「新型コロナウイルス対応に係る入札事務取扱要領」（以下「要領」とする。）を定める。

なお、本要領は、入札手続上における、入札参加者等の来局全般を妨げるものではない。

1 対象となる入札

入札参加者が市内・市外に関わらず、本要領施行日以降に公告及び通知される物品購入、業務委託、建設工事等に係る全ての入札を対象とする。

ただし、既に協議・決裁済である等、案件ごとに適切な対応が可能である場合は、この限りではない。

2 入札書の取り扱いについて

（1）入札書が封入された内封筒は、入札ごとに定められた開札日時までは開封せず、案件ごとに整理し、鍵付きの書庫にて保管する。

（2）市内事業者からの提出については、宇部市水道局への持参も可能とする。

（3）持参された入札書については、受領書の半券を交付する等、提出を受けたことが把握できるよう適切に管理する。

3 開札立会について

- (1) 工事（宇部市水道局建設工事等請負業者選定要綱第2条（1）に基づく建設工事。以下同様とする。）以外の開札立会においては、局内の入札担当者以外の職員により行い、入札参加者の開札立会は求めない。
- (2) 工事の開札立会においては、入札書提出締切後速やかに、（別紙様式1）開札立会申請書が提出された希望者の中から2名を上限として無作為に選定し、同日、該当者に電話による連絡を行う。
なお、工事の開札において、立会希望者がいない場合は、局内の入札担当者以外の職員により行う。
- (3) 入札参加者による開札立会がある場合、開札会場は、新型コロナウイルス拡散防止に配慮し設置する。
- (4) 一定期間内に工事の入札が続けて行われる場合、原則として、1つの事業所が連続して立ち会うことはできない。
- (5) 開札が適正に行われたことを記録するため、（別紙様式2）立会確認書を作成し、立会者本人の押印を求める。

4 事前質問に対する回答について

事前質問に対する回答は、その内容について掲示板での掲示は行わず、宇部市水道局ウェブサイト上で公開し、入札参加者は参考図書閲覧用として事前に付与されたパスワードによって閲覧するものとする。

ただし、質問及び回答を入札参加者全員に通知することが適当又は通知しても差し支えないと判断される場合は、FAX等により一律に通知するものとする。

5 取扱期間

本要領については、当面、令和2年5月6日までに公告及び通知される入札を対象とするが、新型コロナウイルス拡散の状況により、適宜、期間を延長する。

6 開札について

新型コロナウイルス対応に係る人員体制の調整を想定し、事務の輻輳を避けるため、可能な限り1日1件の執行となるよう調整する。

7 その他

本要領に定めがない事務取扱については、原則として、宇部市水道局事務決裁規程（令和4年水道事業管理規程第7号）別表I4アに基づき、副局長を専決者として協議決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
(新型コロナウイルス対応に係る入札事務取扱要領の廃止)
- 2 新型コロナウイルス対応に係る入札事務取扱要領(令和2年上下水道局要綱)は、廃止する。